持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱
（平成２３年４月１日付け２２生畜第２４２６号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
飼料生産型酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱 ２２生畜第２４２６号平成２３年４月１日農林水産事務次官依命通知 改正　平成２３年８月３１日　２３生産第４２２３号 改正　平成２５年５月１６日　２５生産第　１５９号 最終改正　平成２７年〇月〇〇日　２６生畜第　〇〇〇号	持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱 ２２生畜第２４２６号平成２３年４月１日農林水産事務次官依命通知 改正　平成２３年８月３１日　２３生産第４２２３号 最終改正　平成２５年５月１６日　２５生畜第　１５９号
（通則） 第１　農林水産大臣は、飼料生産型酪農経営支援事業（飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２生畜第２４２３号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施する事業。以下同じ。）を実施するため、飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２生畜第２４２５号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第２に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に補助金を交付するものとする。 　その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。 （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。） （２）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。） （３）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号。以下「交付規則」という。） （４）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成１２年６月２３日農林水産省告示第８９９号） （５）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１	（通則） 第１　農林水産大臣は、持続的酪農経営支援事業（持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２生畜第２４２３号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施する事業。以下同じ。）を実施するため、持続的酪農経営支援推進事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２生畜第２４２５号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第２に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に補助金を交付するものとする。 　その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。 （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。） （２）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。） （３）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号。以下「交付規則」という。） （４）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成１２年６月２３日農林水産省告示第８９９号） （５）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務

２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成１２年６月２３日農林水産省告示第９００号）
（６）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１８年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成１８年６月２０日農林水産省告示第８８１号）

（目的）
第２　平成２３年度から、飼料生産型酪農経営支援事業を実施するものとしており、飼料生産型酪農経営支援事業の実施のための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。

（交付の対象経費及び補助率）
第３　交付の対象経費及び補助率は以下のとおりとする。

区　分	対　象　経　費	補助率
飼料生産型酪農経営支経費援推進事業	実施要綱第２に掲げる事業実施主体が行う推進事務に係る	定額

（申請手続）
第４　適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び交付規則第２条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第１号のとおりとし、事業実施主体は、正副２部を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道に事務所を置く事業実施主体にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に事務所を置く事業実施主体にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に事務所を置く事業実施主体にあっては地方農政局長とする。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。その際、地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）が管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　事業実施主体は、１の申請書を提出するに当たって、第３の持続的酪農経営支援支援推進事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（推進事業に要する経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕

局長に委任した件（平成１２年６月２３日農林水産省告示第９００号）
（６）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成１８年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成１８年６月２０日農林水産省告示第８８１号）

（目的）
第２　平成２３年度から、持続的酪農経営支援事業を実施するものとしており、持続的酪農経営支援事業の実施のための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。

（交付の対象経費及び補助率）
第３　交付の対象経費及び補助率は以下のとおりとする。

区　分	対　象　経　費	補助率
持続的酪農経営支経費援推進事業	実施要綱第２に掲げる事業実施主体が行う推進事務に係る	定額

（申請手続）
第４　適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び交付規則第２条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第１号のとおりとし、事業実施主体は、正副２部を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道に事務所を置く事業実施主体にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に事務所を置く事業実施主体にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に事務所を置く事業実施主体にあっては地方農政局長とする。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。その際、地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）が管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　事業実施主体は、１の申請書を提出するに当たって、第３の持続的酪農経営支援支援推進事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（推進事業に要する経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕

入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
３　交付規則第２条の規定による１の申請書の提出時期は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

（補助金の交付決定及び通知）
第５　地方農政局長等は、第４の１の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該推進事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに別記様式第２号による補助金交付決定通知書を事業実施主体に通知するものとする。

（申請の取下げ）
第６　事業実施主体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

（契約等）
第７　事業実施主体は、推進事業の一部を他の者に委託する場合は、本要綱の各項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由して地方農政局長等に提出するものとする。
２　事業実施主体は、推進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
３　交付規則第２条の規定による１の申請書の提出時期は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

（補助金の交付決定及び通知）
第５　地方農政局長等は、第４の１の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該推進事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに別記様式第２号による補助金交付決定通知書を事業実施主体に通知するものとする。

（申請の取下げ）
第６　事業実施主体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

（契約等）
第７　事業実施主体は、推進事業の一部を他の者に委託する場合は、本要綱の各項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由して地方農政局長等に提出するものとする。
２　事業実施主体は、推進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第８　事業実施主体は、交付規則第３条第１号の規定により地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第３号の変更(中止又は廃止)承認申請書正副２部を地方農政局長等に提出し、承認を受けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　交付規則第３条第１号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、第３に掲げる経費の３０％を超える増減及び事業実施主体の変更以外の変更とする。
３　地方農政局長等は、１の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。
４　地方農政局長等は、１の変更(中止又は廃止)承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めたときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

（事業遅延の届出）
第９　事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号により事業遅延届を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

（状況報告）
第１０　事業実施主体は、適正化法第１２条の規定に基づく遂行状況報告について、補助金の交付の決定があった年度の１２月３１日現在において、別記様式第５号により遂行状況報告書正副２部を作成し、当該年度の１月３１日までに地方農政局長等に提出しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、推進事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）
第１１　交付規則第６条第１項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第６号のとおりとし、事業実施主体は、支援事業を完了したときは、その日から１ヶ月を経過した日又は翌年度の４月１０日の

第８　事業実施主体は、交付規則第３条第１号の規定により地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第３号の変更(中止又は廃止)承認申請書正副２部を地方農政局長等に提出し、承認を受けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　交付規則第３条第１号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、第３に掲げる経費の３０％を超える増減及び事業実施主体の変更以外の変更とする。
３　地方農政局長等は、１の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。
４　地方農政局長等は、１の変更(中止又は廃止)承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めたときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

（事業遅延の届出）
第９　事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号により事業遅延届を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

（状況報告）
第１０　事業実施主体は、適正化法第１２条の規定に基づく遂行状況報告について、補助金の交付の決定があった年度の１２月３１日現在において、別記様式第５号により遂行状況報告書正副２部を作成し、当該年度の１月３１日までに地方農政局長等に提出しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、推進事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）
第１１　交付規則第６条第１項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第６号のとおりとし、事業実施主体は、支援事業を完了したときは、その日から１ヶ月を経過した日又は翌年度の４月１０日の

いずれか早い日までに正副２部を地方農政局長等に提出するものとする。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　第４の２のただし書の規定により、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした事業実施主体は、１の実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　第４の２のただし書の適用を受けた事業実施主体は、１の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第３の推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告書において、２の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とする。）について別記様式第７号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。
　また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第１２第１項の確定のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により地方農政局長等に報告するものとする。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。

（補助金の額の確定等）
第１２　地方農政局長等は、第１１の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受理した日から２０日以内に別記様式第８号により事業実施主体に通知するものとする。
２　地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
３　２の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０.９５％の割合で計算した延

いずれか早い日までに正副２部を地方農政局長等に提出するものとする。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。
２　第４の２のただし書の規定により、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした事業実施主体は、１の実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　第４の２のただし書の適用を受けた事業実施主体は、１の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第３の推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告書において、２の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とする。）について別記様式第７号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。
　また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第１２第１項の確定のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により地方農政局長等に報告するものとする。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。

（補助金の額の確定等）
第１２　地方農政局長等は、第１１の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受理した日から２０日以内に別記様式第８号により事業実施主体に通知するものとする。
２　地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
３　２の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０.９５％の割合で計算した延

滞金を徴するものとする。	滞金を徴するものとする。
（交付決定の取消し等） 第１３　地方農政局長等は、次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 （１）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合 （２）事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合 （３）事業実施主体が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 （４）交付決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合 ２　地方農政局長等は、１の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 ３　地方農政局長等は、１の（１）から（３）により取消しをした場合において、２の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。 ４　２の補助金の返還及び３の加算金の納付については、第１２の３の規定を準用する。	（交付決定の取消し等） 第１３　地方農政局長等は、次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 （１）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合 （２）事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合 （３）事業実施主体が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 （４）交付決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合 ２　地方農政局長等は、１の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 ３　地方農政局長等は、１の（１）から（３）により取消しをした場合において、２の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。 ４　２の補助金の返還及び３の加算金の納付については、第１２の３の規定を準用する。
（帳簿等の保管） 第１４　事業実施主体は、交付規則第３条第４号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備・保管しなければならない。	（帳簿等の保管） 第１４　事業実施主体は、交付規則第３条第４号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備・保管しなければならない。
附則（平成２３年８月３１日２３生産第４２２３号） この要綱は、平成２３年９月１日から施行する。	附則（平成２３年８月３１日２３生産第４２２３号） この要綱は、平成２３年９月１日から施行する。
附則（平成２５年５月１６日　２５生畜第１５９号） この要綱は、平成２５年５月１６日から施行する。	附則（平成２５年５月１６日　２５生畜第１５９号） この要綱は、平成２５年５月１６日から施行する。
附則（平成２７年〇月〇〇日　２６生畜第〇〇〇号） この要綱は、平成２７年〇月〇〇日から施行する。	

附則（平成２６年３月２６日　２５生畜第２００８号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。